

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第72号	
事故等種類	衝突（灯標）	
発生日時	平成22年3月19日 03時00分ごろ	
発生場所	大阪府阪神港堺泉北第7区 大阪灯標 （概位 北緯34°36.4′ 東経135°20.3′）	
事故等調査の経過	平成22年4月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 貨物船 ^{だいゆう} 大祐丸、199トン 船舶番号、船舶所有者等 134846、屋敷海運有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 右舷船尾外板擦過傷 灯標 灯柱凹損	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、鋼材約679トンを積載し、船首約2.80m、船尾約3.70mの喫水で、阪神港堺泉北第7区を東進中、平成22年3月19日03時00分ごろ大阪灯標に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：うねり なし、波高 約1～1.5m、潮汐 上げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、夜間、阪神港堺泉北第7区を東進中、船長が、左方の出航船に意識を集中していたことから、船首方の適切な見張りを行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が阪神港堺泉北第7区を東進中、船長が、左方の出航船に意識を集中し、船首方の適切な見張りを行わなかったため、大阪灯標に衝突したことにより発生したものと考えられる。	